

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正案に係るパブリックコメントの実施結果について

平成30年2月26日
原子力安全対策課

原子力防災施設及び資機材の整備、原子力防災訓練を通じた知見等を反映した鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正案についてパブリックコメントを実施しました。

- 1 意見募集期間 平成30年1月24日（水）から2月13日（火）まで
- 2 応募件数 1件（13項目（意見3項目、質問10項目））
- 3 応募のあった意見の内容とそれに対する考え方

（1）地域防災計画（原子力災害対策編）

項目	意見の内容	左に対する県の考え方
放射線防護対策施設への備蓄	<p>【意見】</p> <p>病院等医療機関、社会福祉施設等に対する放射線防護対策の整備等に関して、「7日分の食糧、燃料等の備蓄」が記載されているが、十分な飲料水の備蓄を併せてお願いしたい。周囲の放射線量が高い中で、水道水は放射性物質に汚染されている可能性があり、特に妊産婦・乳児・子どものための十分な配慮が必要と思われる。</p> <p>（第2章第8節2（4））</p>	<p>○放射線防護対策設備を導入した医療機関及び社会福祉施設では、最長で7日間の屋内退避を行えるよう、飲料水や食料等の備蓄を行っています。（「食糧」には飲料水を含みます。）</p> <p>○また、地域防災計画の修正案では、当該施設で食糧等の備蓄が不足した場合に備え、関係機関と供給確保に向けた仕組みづくりを行うこととしています。</p>
普及啓発	<p>【意見】</p> <p>「原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信」について、住民への研修内容として、具体的な被ばくを避けるための方法を入れていただきたい。外部被ばくを避けるために、速やかな避難、被ばくを防ぐための服装、内部被ばくをさけるための注意と安定ヨウ素剤服用の意味と必要性など、住民が避難行動をイメージできるようにしていただきたい。</p> <p>（第2章第14節（1））</p>	<p>○地域防災計画では、普及啓発のための広報活動事項を定めており、ご意見の内容については当該事項の中に含まれると考えています。県では、普及啓発を原子力防災対策の重要な柱と位置づけ、これに基づいて県民の皆さんに被ばく防止対策、避難行動等を具体的に認識していただくよう、米子市、境港市等と連携して、引き続き、次の取り組みを行っていきます。</p> <p>【普及啓発の主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力防災ハンドブックの作成及び配布 （平成30年から県下全戸配布（従来は米子市及び境港市の住民に配布）） ・原子力防災講演会 ・放射線に関する講演会 ・原子力防災現地研修会 ・避難先、避難経路確認訓練 <p>○原子力災害時には、県や市からの指示に基づき、</p>

		<p>落ち着いて行動することが重要であり、住民に放射線に関する知識や、災害時における対応を理解いただくことが重要と考えています。</p>
<p>被ばく線量の計測</p>	<p>【意見】 避難者が、避難場所まで来た後、できるだけ早い時期に、線量計・ホールボディカウンタなどを使って、個々人の被ばく線量の計測ができる体制をつくっていただきたい。 ヨウ素は、半減期が8日間であるため、時期が遅くなると、その実態がわからず、後の健康管理を考えるときのデータとして活用できない恐れがある。 (第2章第7節14)</p>	<p>○地域防災計画では、緊急時に公衆の被ばく線量の評価・推定を迅速に行えるよう、ホールボディカウンタ等の配備・維持管理等を行い、公衆の被ばく線量評価体制を整備するとしています。</p> <p>○避難者の健康管理のため、早期に内部被ばくを測定することが重要であり、本県では据付型のホールボディカウンタを2台（鳥取大学医学部附属病院、鳥取県立中央病院）、移動式ホールボディカウンタを1台整備し、測定体制を整えています。</p> <p>○移動式ホールボディカウンタについては、中部・東部地域の避難所等を巡回する等によって、医療機関と連携して検査を行うこととしています。</p>
<p>原子力災害医療</p>	<p>【質問】 「被ばく医療」を「原子力災害医療」に変更したのはどのような理由か。 (第2章第11節3)</p>	<p>○原子力災害時において、被ばく患者に対する処置だけでなく、怪我や病気にも対応した医療の実施が必要であり、国の原子力災害対策指針において「原子力災害医療」体制を整備することとされました。</p> <p>○本県では当初からこの考え方でしたが、このたびの指針の改正に伴い、地域防災計画及び広域住民避難計画において変更を行うものです。</p>
<p>モニタリング体制</p>	<p>【質問】 モニタリング資機材等の整備に関して、整備を行う防護マスクを全面マスクから半面マスクに変更したのはどのような理由か。 (第2章第7節13)</p>	<p>○モニタリング要員等の防護装備については、国の「オフサイトの防災業務関係者の安全確保に関する検討会」報告書により、「高濃度の内部被ばくの恐れがある場合に使用される全面マスクがオフサイトにおいて必要となる状況は基本的に想定されず、プルームによる放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくを防ぐ観点から、状況によっては半面マスクの着用が必要である。」とされています。</p> <p>○これを踏まえて整備を行う防護マスクを半面マスクとしたものです。</p>
	<p>【質問】 「SPEEDI操作端末」「SPEEDI中継器」の整備が削除されたのはどのような理由か。 (第2章第7節13)</p>	<p>○原子力規制委員会において、「避難の判断は、原子力災害対策指針のとおりモニタリングの結果によるものとし、SPEEDIの結果は使用しない。」という運用方針が決定されました。</p> <p>○これに伴い、平成28年度末までに全国一律に、SPEEDIに関する機器を撤去したことから地域防災計画において記載を削除しました。</p> <p>○なお、本県では、使用可能な放射性物質の拡散解析情報がある場合は、緊急時モニタリング結果と合わせ、専門家と連携し、予防的防護措置</p>

		等の実施判断に保守的に活用することに留意するとしています。
UPZ圏外の市町村への支援	<p>【質問】</p> <p>「UPZ 圏外の市町村に対する原子力防災支援を必要に応じて行い、災害発生時の屋内退避や避難に関する留意事項等を、広く周知するものとする。」とあるが、「UPZ 圏外の市町村」とは、どこまでの市町村を想定しているか、また「原子力防災支援」とは、具体的にどのようなことを想定しているか。</p> <p>(第2章第8節1)</p> <p>※UPZ (緊急防護措置を準備する区域)</p> <p>島根原子力発電所から概ね半径30km圏内の区域で、県内では、境港市全域と米子市の一部が該当。</p>	<p>○原子力災害時においては、モニタリング結果に基づき屋内退避や避難等の防護措置を講じることとされており、あらかじめUPZ 圏外の市町村の範囲を定めることはできません。また、本県では、これらの措置を講じる必要があるすべての市町村を対象として防護措置を講じることとしています。</p> <p>○また、UPZ 圏外の市町村への原子力防災支援については、防護措置や広報に係る支援等が考えられます。</p>
安定ヨウ素剤の事前配布	<p>【質問】</p> <p>「関係周辺市町が行う緊急時に安定ヨウ素剤を配布することが困難と想定され、事前配布を希望する住民に対しての事前配布を支援する。」と記載されているが、「希望する住民」にはUPZ 外の住民も含まれるのか。</p> <p>(第2章第11節4)</p>	<p>○安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素による内部被ばくを低減するために服用するものであり、原子力災害対策重点区域であるUPZ の住民を対象として備蓄を行い、服用指示があった場合に配布・服用します。</p> <p>○安定ヨウ素剤の事前配布は、緊急時に安定ヨウ素剤の配布が困難と想定される場合に事前配布するものであることから、事前配布の対象はUPZ 圏内の住民としています。</p>
用語の変更	<p>【質問】</p> <p>「過酷事故」を「過酷事象」に変えた理由は何か。</p> <p>(第2章第7節12)</p>	<p>○原子力発電所における事故だけでなく、事故につながる事象(地震等)についても含めるよう、用語を修正したものです。</p>

(2) 広域住民避難計画(島根原子力発電所事故対応)

項目	意見の内容	左に対する県の考え方
避難手段等	<p>【質問】</p> <p>自動車避難の想定を7割から9割に変更したのはどのような理由であるか。</p> <p>また、これにより避難時間推計(避難に要する必要時間)、避難退域時検査場、避難受け入れ場所での駐車場の確保、避難シナリオに影響は生じないか。</p>	<p>○平成28年度に島根県と共同で避難計画の実効性の向上を図るため無作為抽出した世帯に対して、避難時における支援者の要否や移動手段、避難先等に関するアンケート調査を実施しました。その結果、バスで避難するという回答が6.8%であったことを踏まえ、自家用車避難の割合を9割に変更するものです。</p> <p>○避難時間推計は、住民の方々の避難行動と避難時間との関係を把握するため平成25年度に</p>

	(第2章1(2)オ(2))	<p>島根県と共同で実施しました。推計にあたっては、PAZ・UPZ圏内の全住民(47万1千人)の98.3%(避難行動要支援者の半数(約8千人)はバス避難を想定)が自家用車避難を行う想定で推計を行っているため、避難シナリオ等に影響は生じません。</p> <p>※PAZ(予防的防護措置を準備する区域) 島根原子力発電所から概ね半径5km圏内の区域であり、島根県松江市の一部が該当する。</p>
	<p>【質問】 「原災指針では、放射性物質の放出後、モニタリング結果に基づき区域等を指定して避難等を実施することとされているが、ここ(避難シナリオ)では予防的防護措置として避難指示がなされるものとする。」との記述がなされているが、どのような意味であるのか。 (第2章1(2)イ(2))</p>	<p>○原子力災害対策指針においては、緊急時モニタリングの結果に基づき避難や一時移転等を判断することとされています。しかしながら、このような事態に進展するまでの時間的推移等は事故の規模等により様々です。</p> <p>○このため、事故の状況によっては、UPZにおいても、放射性物質の放出前にPAZと同様に避難や安定ヨウ素剤の服用といった予防的防護措置を講じることとしています。</p> <p>○広域住民避難計画では、避難の基本方針の中で、「放射性物質の放出がなくても、状況によっては避難指示が発出される場合がある」と定めています。</p>
避難退域時検査会場	<p>【質問】 第2章2(8)オ「避難先地域に設置した避難退域時検査会場」と第2章4(3)ア「避難先地域内に設置する予備会場」とあるが、これは同じものか。 また、これらの設置場所は何カ所で、どこか。 (第2章2(8)オ) (第2章4(3)ア)</p>	<p>○いずれも同じものであることから「避難先地域に設置する避難退域時検査会場」に表記を統一することとします。</p> <p>○また、設置場所である次の6箇所については、避難計画に明記することとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 コカ・コーラ ウェストスポーツパーク(布勢総合運動公園県民体育館) 2 鳥取砂丘コナン空港(鳥取空港国際会館) 3 倉吉体育文化会館体育館 4 鳥取保健所(H30.4～鳥取市保健所) 5 倉吉保健所 6 米子保健所
避難誘導計画	<p>【質問】 市避難誘導計画を作成することとされているが、すでに作成されているのか。また、これから作成する場合、いつごろまでに作成する予定であるか。 (第2章1(2)エ(ア))</p>	<p>○市避難誘導計画は、平成29年度原子力防災訓練等の教訓を踏まえ、一時集結所における誘導要領等をあらかじめ定め、円滑な避難を目的として作成するものです。現在、米子市、境港市において作成が進められています。</p>

4 今後の予定

鳥取県地域防災計画(原子力災害対策編)及び鳥取県広域住民避難計画(島根原子力発電所事故対応)の修正案については、3月中を目途に開催する鳥取県原子力安全顧問会議及び鳥取県防災会議において審議される予定です。